

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その31)

・厚労相に全面禁煙化の要望相次ぐ ・自民党「たばこ議連」が骨抜き対案

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

①屋内禁煙化へ要望書や緊急提言

昨年から健康増進法の一部を改正してレストラン等を含めて屋内を禁煙化することが検討され、飲食店業界からは予想通り強い反発が出ています。推進派も負けてはいません。1月10日、厚生労働事務次官室において健康・体力づくり事業財団や結核予防会など151団体で構成する健康日本21推進全国連絡協議会の下光輝一会長から厚生労働事務次官の二川一男氏、厚生労働省健康局長の福島靖正氏、スポーツ庁長官の鈴木大地氏に意見表明が手渡されました(図1、2)。

2月12日、日本禁煙推進医師歯科医師連盟の第26回学術総会(つくば市)において、「屋内の禁煙化に業種や店舗規模で例外を設けてはならない」という緊急提言が行われました(図3)。最近急速に使用者が増えている新型タバコについても「禁煙の場所では新型タバコも禁止すべき」という内容も盛り込まれています。

さらに、2月22日の「禁煙の日」に日本内科学会、日本循環器学会、日本呼吸器学会など25の医・歯科学会からなる禁煙推進学術ネットワークからも、店舗面積(30平米以下の小規模店は除外)や業種(子どもが行く可能性がないバーは除外)などの例外規定をつくらずに屋内を全面禁煙とする法規制を求める緊急提言が行われました(図4=20ページ参照)。大型換気扇がある居酒屋よりも、換



図1. 二川氏(右端)に意見表明を手渡す下光会長(中央)

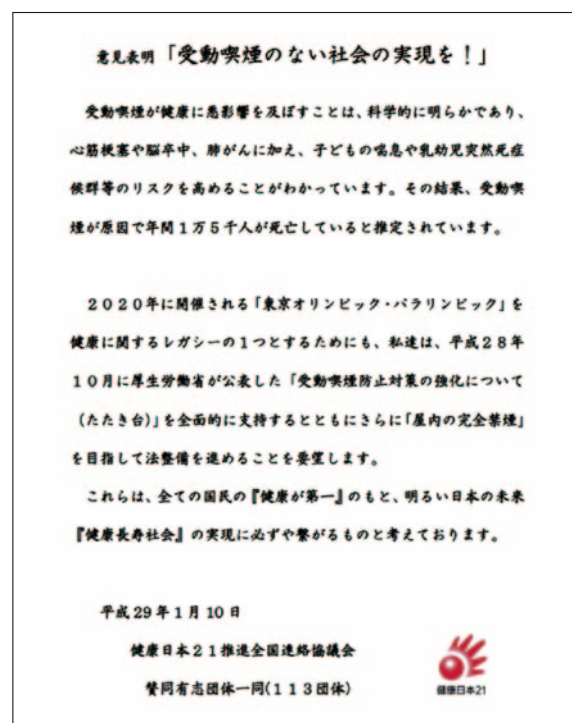


図2. 健康日本21推進全国連絡協議会からの緊急声明

**第26回日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会
受動喫煙対策（屋内全面禁煙）に関する緊急提言**

東京オリンピック開催を3年後に控えたわが国では、人々をタバコの害から守るために国を挙げてタバコ対策に取り組む必要があり、現在厚生労働省では、健康増進法の一部を改正する法律案が検討されています。昨年10月12日に示されたたたき台では、学校や医療機関は「敷地内禁煙」、官公庁や社会福祉施設などは「建物内禁煙」、飲食店や職場などは「原則建物内禁煙とするが喫煙室の設置を認める」としていました。

しかしながら2月8日には、床面積30㎡以下のバーやスナックなどを「建物内禁煙の例外」とする案¹と、さらには食事に合わせて酒類を提供する居酒屋や焼き鳥屋、おでん屋などに「例外」を広げる案²が検討されていることが、新聞等で報道されました。喫煙所の設置では受動喫煙を完全に防ぐことが不可能であり、また科学的に「安全なレベルの受動喫煙はない」ことから、本来ならば喫煙所の設置自体が大きな問題です。ましてや、「本来設置すべきではない喫煙所」の設置が困難であることを理由に小規模店舗を屋内全面禁煙の「例外」とすることは、受動喫煙防止の趣旨そのものに明らかに反しています。

受動喫煙対策において急浮上しているもう一つの問題は、アイコス（フィリップモリス）やPloom TECH（日本たばこ産業）、glo（プリティッシュ・アメリカン・タバコ）などのいわゆる加熱式タバコが世界に先駆けて日本で発売され、急速にタバコ市場におけるシェアを拡大していることです。タバコ会社らは加熱式タバコを、「有害物質が大幅に削減され、においもほとんどなく、室内の空気を汚さない」として販促活動を行っており、「禁煙の場所でも使用できる」と多くの人が誤解しています。しかし、加熱式タバコはタバコ葉を用いたタバコであり、例えばiQOSの主流煙中には発がん物質のタバコ特異的ニトロソアミン類（TSNAs）が含まれ、ベンゾ[a]ピレンや多環芳香族炭化水素（PAHs）も検出されています。使用者の吐き出す息に含まれる有害物質（呼出煙）は空気を汚染しますが、臭いが少ない分まわりも気づきにくく、受動喫煙による健康被害がどの程度なのかも検討されていません。このように、加熱式タバコは決して安全と言えるものではなく、少なくとも禁煙の場所で「例外」として使用して良いものではありません。

もうこれ以上、日本人を一人も受動喫煙で死なせない。私たちは日本全国の保健医療関係者と市民、行政、メディアなどの力を結集し、決意を新たに、例外なき受動喫煙対策（屋内全面禁煙）を推進すべきであることを、ここに強く訴えます。

2017年2月11日

第26回日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会大会長 **天貝 賢二**
日本禁煙推進医師歯科医師連盟会長 **齋藤 麗子**

図3. 日本禁煙推進医師歯科医師連盟からの緊急提言

気設備が貧弱なバーの方が受動喫煙の曝露^{ばくろ}は深刻です。それを除外するのでは法規制の効果は期待できないからです。

②時代逆行の自民党「たばこ議連」

自由民主党の「たばこ議員連盟」の中心人物である熊本選出の野田毅氏のホームページを読むと、議連の設立目的は「たばこ業界の諸問題を研究し、零細化・高齢化しているたばこ販売者の生活を守


り、たばこ業界の健全な発展を通じ、日本経済の成長、活性化に寄与すること」です。今時、信じられませんが、どんどんタバコを売ることを応援する議連です。「子どもに無煙環境を推進協議会」の調査によれば、野田氏はJ Tから305万円の献金、「（屋内を禁煙化する）法案は通さない」と宣言している石破茂氏（図5=21ページ参照）も60万円、「この問題には触れません」という大島理森衆議院議長も112万円の献金を受けています。健康増進法を

図4. 小規模店舗を除外しないことを求めた禁煙推進学術ネットワークの意見表明

平成 29 (2017) 年 2 月 24 日

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
厚生労働大臣	塩崎 恭久 様
文部科学大臣	松野 博一 様
オリンピック・パラリンピック担当大臣	丸川 珠代 様
東京都知事	小池 百合子 様
北海道知事	高橋 はるみ 様
宮城県知事	村井 嘉浩 様
埼玉県知事	上田 清司 様
千葉県知事	森田 健作 様
神奈川県知事	黒岩 祐治 様
静岡県知事	川勝 平太 様

一般社団法人 禁煙推進学術ネットワーク

理事長 藤原 久義 

**禁煙推進学術ネットワークとして、新しい受動喫煙防止法に
面積基準による例外や喫煙室の設置を認めることに反対します。**

昨年末、多くの医学・歯学の学術団体からなる禁煙推進学術ネットワーク、日本医師会、日本医学会、日本歯科医師会並びに日本歯科医学会は、国際スタンダードに合致したサービス産業を含め、例外なく公共の場所を全面禁煙とする罰則付き包括的受動喫煙防止法を制定されるよう根拠データを添えて、「2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて屋内完全禁煙とする包括的受動喫煙防止法・条例制定の要望書」を安倍首相、関連4大臣と小池都知事ら都道府県の7名の知事に提出しました(資料)。

一方、厚生労働省が2016年11月に示した受動喫煙防止対策の強化の「たたき台」を基に、政府は健康増進法の改定を検討されています。報道によれば、受動喫煙の規制に面積基準による例外や喫煙室(分煙)を設けるか否かが議論されています。そこで、要望書の主旨を踏まえて、我々の見解を述べさせていただきます。

声明：健康被害の防止が期待できない観点から、受動喫煙の規制に面積基準による小規模店舗の例外を認めることや喫煙室の設置等の分煙は認めるべきではない。

理由：2016年12月7日の我々の要望書(資料)で詳細に述べているように、欧米並びにわが国のデータによれば例外なき包括的受動喫煙防止法では健康被害の防止効果は明らかですが、部分的規制や分煙では効果が期待できません。多額の費用をかけて喫煙室を設置しても完全な受動喫煙の防止は出来ない上に、喫煙を容認した場所における労働者は受動喫煙に曝露されます。罰則付き包括的受動喫煙防止法・条例が必要であることは明らかです。このことはIOC並びにWHOの勧告と一致し、2020年東京オリンピック・パラリンピック成功の必須条件でもあります。

< 問い合わせ先 >
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-1-1 帝国ホテルタワー18階
一般社団法人日本循環器学会内 禁煙推進学術ネットワーク事務局
TEL : 03-5501-0863 FAX : 03-5501-9855 事務局担当 : 小椋・松平
URL : <http://tobacco-control-research-net.jp/>

強化する法案に反対する議連のメンバーのほとんどは、タバコマネーを受けている、もしくは、国会が禁煙化されたら困るスモーカー議員です。福岡県選出では古賀篤氏、麻生太郎氏、大家敏志氏もJTマネーを受けています。自民党たばこ議連には国会議員140人（その他に地方議員27人）が参加しています。改正健康増進法が国会で承認されるには「国民はきれいな空気の飲食店を求めている」という世論を盛り上げるしかありません。以下のURLからネット署名できますので一筆お願いします。

<https://goo.gl/q6ueYL>

そして3月、自民党たばこ議連は厚生労働省案の健康増進法改正案に対して、とんでもない対案を出してきました(図6)。

- ① 学校や病院に喫煙室設置可
- ② すべての執務室は対象外（労働安全衛生法の適用なので）
- ③ 飲食店は「喫煙／分煙／禁煙」の表示のみ
- ④ 表示すればタクシーでも喫煙可



図5. くわえタバコで反対する石破氏（筆者：記者の受動喫煙が気になります）

施設の類型	厚労省案	自民党たばこ議連対案	
小中高	敷地内禁煙	①屋内：喫煙専用室設置可 屋外：喫煙場所設置可	
医療施設			
大学、運動施設	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	喫煙専用室設置可	
官公庁			
劇場等のサービス業施設			
事務所(職場)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	喫煙専用室設置可 販売店等のサービス業、娯楽施設は表示義務	
ホテル、旅館(客室を除く)			
飲食店			③表示義務
食堂、ラーメン店等	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	共用部分：喫煙専用室設置可 宴会場は表示義務	
居酒屋等			
バー、スナック等	喫煙専用室が無くて も喫煙可[注] 【●㎡以下】	④貸切バス・タクシー：表示義務	
バス、タクシー	車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)		
鉄道、船舶	車内禁煙 (喫煙専用室設置可)	公共路線バス：車内禁煙	

[注]小規模(●㎡以下)のバー、スナック等(主に酒類を提供するものに限る)が該当。いわゆる居酒屋や、主に主食を提供する飲食店(食堂、ラーメン店等)は含まない。
また、店内で喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の提示と換気等の措置を義務付ける。

出典：厚生労働省及び自民党たばこ議員連盟作成資料に基づき松沢成文事務所作成

平成29年3月24日 参議院予算委員会 無所属クラブ 松沢成文

図7. 毎日新聞(平成29年 3月24日付朝刊)に掲載された筆者と松沢氏の意見

毎日新聞 オピニオン opinion

(第3種郵便物認可)

論点

受動喫煙 対策どうする

2020年の東京五輪・パラリンピックに向けて、厚生労働省がまとめた受動喫煙の対策強化法案。飲食店内での全面禁煙を骨子とする内容だが、自民党の規制反対派などからは分煙で十分だとする意見が噴出し、法案提出が見通せない状況となっている。全面禁煙か、それとも分煙か。それぞれの立場からの主張を聞いた。

厚生労働省が今月1日公表した受動喫煙対策案は、飲食店の原則屋内禁煙を柱とし、禁止場所で喫煙を繰り返した場合は「30万円以下」、喫煙禁止区分を守らない飲食店など施設管理者には「50万円以下」の過料を科す。パヤスナックなど主に酒類を提供する小規模店は原則禁煙の例外とし、その規模は「30平方メートル以下」と説明された。厚生労働省はこうした対策案を盛り込んだ健康増進法改正案を今国会に提出、2019年までの施行を目指している。

今国会に法案を目指す

大和 浩
産業医科大教授



やまと・ひろし
1980年生まれ。産業医科大卒業後、呼吸器内科医として勤務。同大産業生態学研究所に移り職制や公共交通機関の受動喫煙対策を研究し提言。現在喫煙していないが、7回の禁煙失敗経験がある。

屋内を禁煙とする法規制が検討されているが、特にレストランや居酒屋、バーなど飲食店の禁煙化について反対する意見が聞かれる。しかし、たばこの煙は、世界保健機関(WHO)が受動喫煙も含めて「1日」に対する発がん性がある」と結論付けている。飲食店のアルバイトで働く多くが次世代を担う若者で、毎日数時間、受動喫煙にさらされる労働環境や、健康被害予防という観点から考えても、全面禁煙以外の対策はあり得ない。そのような環境で自分が働けるか、自分の配偶者子どもを働かせるか、考えはしい。日本人を対象にした研究から、受動喫煙により非喫煙者の肺がんリスクが1.3倍に上昇すること、また、国内の受動喫煙による死者は推計年間1万5000人を超えていることが昨年、報告された。ところがWHOの評価によると、日本の受動喫煙防止対策は世界の最低レベルという状況。喫煙と受動喫煙による健康被害を防止するための2005年に発効したたばこ規制枠組み条約「FCTC」のガイドラインには「喫煙室や空気清浄機などの対策では受動喫煙を防止できない」と明記され、罰則のある法規制により屋内を100%全面禁煙とすることが、日本を含めた締約国に求められている。すでに、

分煙では健康被害防げない

世界の49カ国、米国の30州で企業、レストランやバーなどのサービス産業で喫煙を認めることなく全面禁煙とする法律が施行されており、世界標準になっている。私たちが長年の研究でも、喫煙室を設置しても煙の漏れを防ぐことが不可能だ。また、煙と二酸化炭素が冷たい空気と外に排気するため、電力を余分に消費することになり、私たちの試算では、1室あたり年間20万円以上の損失が発生する。一方、法規制した国々では、その効果として国民全体の心筋梗塞や脳卒中、気管支ぜんそくに多量入院が減少した。しかも、禁煙化の範囲がレストランやバーを含んで広いほど、入院数の減少率が大きく、最大4割も減ったと報告されている。また、禁煙化しても、吸わない人たちの来店が増えるため、売り上げは変わらないか、増加している。小規模なバーやスナックなどを禁煙の例外とする案も出ている。スペインは100平方メートル以下は例外のない全面禁煙に落ち着いた。香港は19年に子どもも行くレストランを全面禁煙とし、09年からナイトクラブ、マージャン店なども全面禁煙にした。日本でも、まずはレストランと居酒屋を禁煙とし、その後バーを禁煙化するという意見もあるが、バーの従業員が弱がんにたいして体質を持っているわけではなく、全国民の健康を考えれば例外をつくってはならない。今回、自身が喫煙する国会議員らから屋内の禁煙化に根強い反対の声があつた。それなら国会を喫煙可能特区として、飲食店の禁煙化を進めるべきだ。飲食店からあふれてきた喫煙者に対しては、高さ100cmの壁で囲い出した「公衆喫煙所」を設置し、その費用はたばこ税を上げて賄う。もしくば子どもが歩かなくなる時間帯の午後7時以降は路上喫煙禁止を緩和してはどうだろうか。(本稿)

松沢 成文

前神奈川県知事(参院議員)

まつざわ・しげふみ
1958年川崎市生まれ。慶応大卒。衆議議員を経て2003年に神奈川県知事に当選し、2期務める。13年参院選に当選し国政に復帰。著書に「JT、財務省、たばこ利権」ほか。一小出洋平撮影



神奈川県知事だった2010年、全面初となる受動喫煙防止法案を施行した。日本は受動喫煙を禁じた世界保健機関(WHO)の「たばこ規制枠組み条約」を批准しているのに、健康増進法の受動喫煙防止は罰則のない「努力義務」にとどまっていた。国ができないなら、神奈川県から改革を進めようと思えた。受動喫煙防止の効果を上げるには①公共的空間は屋内全面禁煙にして例外を設けない②違反に罰則を設ける③罰金が必要だが業界団体や議会の抵抗は強く、屋内全面禁煙については、罰金が狭い店に例外とせざるを得なかった。罰則規定は設けることができず、罰金だけでは摘発の懸念が十分に整えられず、条例施行後の摘発はゼロ。これでは抑止力にならない。条例の制定は画期的だと思えるが、内容は70点かと思つた。厚生労働省の受動喫煙対策案は、100%規制では言えないが、内容は神奈川県より一歩進んでいる。罰則規定があり、違反した場合は罰金10万円、約10倍の30万、50万円。きちんと摘発できれば、かなり抑止力がある。問題は屋内全面禁煙だ。自民党の強硬な反対姿勢をみると、法案提出の段階では、神奈川県のように小規模飲食店への例外規定をえら

例外つくれば不公平感生む

ざるを得なくなるだろう。これは二つの点で問題だ。まず、受動喫煙の被害は、狭い店の方が大きい。また例外があればあるほど、分煙のための設備投資にお金がかかり、業者間の不公平感も高まる。神奈川県条例制定にあたり飲食業界から意見聴取したが、反対論の中には「規制するなら平等」という声もあった。意見聴取で印象的だったのは、同じ飲食業界でも、業態によって全面禁煙への賛否が違ったことだ。高級なすし店やフランス料理店では賛成が多い。新鮮なネタを扱って店として、たばこの煙は吸いやすいという。条例があれは喫煙を断りやすい」という。牛丼店なども全面禁煙への賛成論があった。店は忙し時間帯の回転率を上げた。食後の一服でわざわざ長居されるのは、正直困るというわけだ。神奈川県では条例制定に合わせ、日本メクドナルドが県内全店舗で全面禁煙を実施したが、一時的に来客は減ったものの、回転率が上がり、半年もせずに客足は元に戻ったという。「飲食業界は全面禁煙に反対」といって語るのには間違いない。飲食店の従業員には未成年もいる。たばこ禁じられている年齢なのに、喫煙者への応対を求められる現状が放置できない。どうしても吸いたい人は、屋外に出ればいい。日本では歩きタバコ禁止条例など屋外の禁煙が先行したため、喫煙者は屋内からも屋外からも閉め出されて疎外感がある。条例を持つ自治体と協議し、屋外の規制措置には喫煙所を用意するなどの対応をすべきだ。日本はたばこを国家管理しているため、たばこ税の落ち込みによる国家財政への影響を理由とした反対論もある。だが、海外では屋内全面禁煙により医療費が減少した国の例もある。その方が国家財政にも寄与するのではないだろうか。【聞き手・尾中香留里】

という1990年代に逆行するような内容です。

現在、厚労省で検討されている内容、つまり、飲食店に喫煙専用室を認める案でも甘い、と思っているのに、自民党の対案を見た時には国会議員の質の低さに笑ってしまいましたが、笑いごとではありません。毎日新聞に投稿した私の意見「国会は喫煙出来る特区とし、議員は吸っていても構わないので、一般国民の健康のためにレストランや居酒屋を禁煙にするべきだ」をご覧ください（図7）。自身が喫煙する議員はちょっとだけ、反対しにくくなったと思います。ちなみに、大和案は教育、医療、官公庁、運動施設は敷地内禁煙、その他はすべて喫煙室のない屋内全面禁煙です。



図8. 安倍首相に全面禁煙化の必要性を解説したことを紹介する松沢議員(四角枠内は図6のパネル・丸囲みが松沢議員)

さて、ここでコマーシャル。この自民党対案の情報は「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を成立させた松沢成文議員の勉強会で入手しました（図8）。現在、参議院議員として塩崎厚生労働大臣への要望書の提出を繰り返し（図9）、国会でも安倍首相にこの問題で鋭く切り込み、精力的に活動されています。「タバコ規制に取り組む松沢しげふみを応援する医師・有志の会」は年2回開催されています。一般市民には伝わってこない国会のリアルな情報が得られますので加入を希望される方は議員事務所に直接連絡してください（info@matsuzawa.com）。



図9. 塩崎厚生労働大臣（左から4人目）への要望書提出。大臣の右が松沢議員